

定 款

特定非営利活動法人つくし

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくしという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市守山区守牧町 19 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚に障害を持つ者(聴覚障害児・者)または聴覚と他の障害とを併せ持つ者(ろう重複障害児・者)とその家族に対して福祉サービスの諸事業を行う。

これらの事業は、コミュニケーション環境の整備を図ることによって、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ地域で生活を営むことができるように支援する。また利用者の生涯にわたって、自立と社会参加・活動を実現するためのあらゆる支援を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業
- ② 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業
- ③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業
- ④ 化粧品製造・販売事業
- ⑤ 聴覚・ろう重複障害を持つ者の就労支援事業
- ⑥ 聴覚・ろう重複障害を持つ者の余暇支援事業
- ⑦ 聴覚・ろう重複障害に関する相談・支援事業
- ⑧ 支援に携わるボランティアネットワークの育成

(2) その他の事業

① 駐車場等事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、この法人が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以下
- (2) 監事 1名以上2名以下
- (3) 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(4) 理事長は、この法人を代表する。

(常任理事)

第 14 条 理事のうち、2 名以内を常任理事とすることができる。

2 常任理事は、理事会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 常任理事は、理事会の意見を聞いたのち、この法人の業務を処理する。

(役員を選任等)

第 15 条 理事は、正会員で社会福祉等事業に関心を持ち、または学識経験のある者でこの法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会がこれを選任する。

2 理事の構成は以下のとおりとする。

(1) 管理職(事務局長・施設長クラス)

(2) 学識経験者

(3) この目的に賛同する正会員(若干名)

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

4 監事は、総会において選任する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の3分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、この法人の理事又は職員を兼任することができない。

(監事による監査)

第 16 条 監事は、理事の業務執行の状況および法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告を作成し、理事会および総会に報告するものとする。

3 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は定款等に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告する。

4 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは理事会及び総会に出席して意見を述べるものとする。

5 本条2項及び3項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。

(任期等)

第 17 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は辞任または任期終了後も後任者が就任するまでその事務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 健康上のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第20条 役員報酬については役員総数の3分の1以下の範囲内で常任役員勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営の施設長(以下、「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(理事会)

第22条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合には、その請求日から30日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 6 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 前項及び第23条第1項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(権能)

第23条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第 25 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項および双方代理となる事項については理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

第 6 章 総 会

(種 別)

第 26 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第 27 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 28 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 監事の選任または役員解任
- (4) 会費の額
- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 解散(合併または破産による解散を除く。以下のこの条において同じ)
- (8) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において 同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 29 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第5項の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 30 条 総会は、第 29 条第2項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 29 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以

内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 31 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 32 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 33 条 総会における議事は、この定款に別に定めるもののほか、第 30 条第 3 項により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(表決権等)

第 34 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、この定款に別に定めるもののほか、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 32 条、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 35 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 37 条 削除

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて保管する。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する事実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の予算は、理事長において編成し、理事会の議決を経たうえで総会の議決を経なければならぬ。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、毎事業年度終了後、速やかに理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を受ける。その後 総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類およびこれに関する監事の意見を記載した書面については、事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用者やその他の利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計処理の基準)

第 46 条 この法人の会計に関しては、法令およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、理事会並びに総会の議決を経、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち当法人と 類似の目的をもつ他の 団体に譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 53 条 この定款の施行について必要な規則・規程は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	村 上 栄 子
副理事長	加 藤 ひろ子
副理事長	伊 藤 圭 子
理事	田 河 町 子
同	近 藤 禎 子
同	加 藤 智 子
同	榭 原 慎
監事	園 田 大 昭
同	裕 井 通 子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年 3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の 定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員年会費 5,000円

② 準会員年会費 3,000円

(3) 賛助会員年会費 個人一口2,000円 団体一口5,000円

ただし、既に任意団体つくしの会に会費を納入しているものは設立当初の会費の納入を免除する。

平成 15年 9月 10日 施行

平成 16年 7月 28日 改正

平成 19年 5月 7日 改正

附則

この定款は、平成 24年 5月 28日から施行し平成 24年 4月 1日から適用する。

附則

この定款は名古屋市長の認証を受けた日（平成 24年 11月 21日）から施行する。

附則

この定款は平成 29年5月 28日から施行する。

